

報告第 2 2 号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

| | |
|---------|----------------------|
| 損害賠償額 | 1,200,000円（人身損害分） |
| 相手方 | 小松島市横須町在住の男性 |
| 事故発生年月日 | 平成30年6月22日 |
| 事故発生場所 | 小松島市中田町字千代ヶ原30番地の2地先 |
| 事故の概要 | |

公用車が事故発生場所の県道徳島小松島線を横切った際、左右確認が不十分であったため、公用車の左側面と同線を走行していた相手方の運転するスクーター（所有者は別人）が接触したものの。

平成30年11月1日 専決第12号

小松島市長 濱田 保徳